

業務の内容

1. 遺言執行引受承諾業務

遺言書作成の際のご相談から、遺言書の保管・遺言の執行までをトータルにお手伝いします。遺言書保管時に手数料として100万円お支払いいただく《プラン100》、30万円お支払いいただく《プラン30》の2種類の料金プランをご用意しております。(業務内容は同じです。)お申込みのプランによって、相続人(受遺者)の方にお支払いいただく遺言執行報酬の料率が異なります。

2. 遺産整理業務

- ・法定相続人や相続財産の確認、財産目録の作成、財産の名義変更などの相続手続きを相続人のみなさまに代わってお手伝いします。
- ※ご相談の内容によってはお引受けできない場合があります。
- ※みずほ信託銀行本支店から遠隔地にお住まいの場合や、適正な業務の遂行に困難が予想される場合等、ご要望にそえないことがあります。

遺言執行引受承諾業務報酬

1. 遺言書保管時(手数料)

	プラン100	プラン30
基本手数料	1,080,000円	324,000円
変更手数料	54,000円	
遺言管理料	6,480円/年	

2. 遺言執行時(遺言執行報酬額)

2016年7月25日現在

財産比例報酬	相続財産の価格×料率		
	みずほ信託銀行、みずほ銀行の預金、信託、同2行が販売した金融債・投資信託等、みずほ証券で保護預りしている株式・債権・投資信託等の有価証券等	0.324%	
	その他財産		
	6千万円以下の部分	プラン100 0.540%	プラン30 1.836%
	6千万円超 1億円以下の部分	1.080%	
	1億円超 3億円以下の部分	1.080%	
	3億円超 5億円以下の部分	0.648%	
	5億円超 10億円以下の部分	0.432%	
	10億円超	0.324%	
	最低報酬額	324,000円	1,080,000円
(例) 1億円の場合の報酬額	756,000円	1,836,000円	

遺産整理業務報酬

相続財産の価格×料率		
1	みずほ信託銀行、みずほ銀行の預金、信託、同2行が販売した金融債・投資信託等、みずほ証券で保護預りしている株式・債権・投資信託等の有価証券等	0.324%
	その他財産	
2	1億円以下の部分	1.512%
	1億円超 3億円以下の部分	0.864%
	3億円超 5億円以下の部分	0.540%
	5億円超 10億円以下の部分	0.432%
	10億円を超える部分	0.324%

- ※最低報酬額は1,080,000円となります。
- ※上記報酬には、消費税等が含まれております。